

平成 27 年度  
予算編成ガイドライン  
(抜粋版)

西 予 市

平成 26 年 11 月

## 内容

|           |                   |    |
|-----------|-------------------|----|
| <b>I</b>  | 総論                | 1  |
| 1         | 当市を取り巻く現状         | 1  |
| (1)       | 国の経済情勢及び政策動向      | 1  |
| (2)       | 市財政の現状と今後の見通し     | 1  |
| (3)       | 行財政改革の実行          | 1  |
| 2         | 用語                | 2  |
| 3         | 予算要求の大きな流れとスケジュール | 5  |
| <b>II</b> | 基本方針              | 7  |
| 1         | 当初予算              | 7  |
| (1)       | 歳入                | 7  |
| (2)       | 歳出                | 8  |
| (3)       | 復活折衝              | 14 |
| 2         | 補正予算              | 14 |
| (1)       | 増額補正              | 14 |
| (2)       | 減額補正              | 15 |
| 3         | 予算編成事務            | 15 |

本市は、西予市予算事務規則（平成 25 年規則第 11 号）第 4 条の規定に基づき、平成 27 年度の予算を編成するため、予算編成方針として、平成 27 年度予算編成ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を定めるものとする。

# I 総論

まず、総論として、次のとおり全体に係る内容を示す。

## 1 当市を取り巻く現状

### (1) 国の経済情勢及び政策動向

国の経済情勢は内閣府が公表した平成 26 年 11 月の月例経済報告によると、現状は「景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きは「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方で、「消費者マインドの低下や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」と指摘している。

政府は、「大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現していく。」ことを政策の基本的態度とし、このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」を着実に実行するとともに、産業競争力会議や政労使会議での議論などを通じ、好調な企業収益を設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげることにより、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するとしている。

また、経済の好循環を確かなものとし、地方にアベノミクスの成果が広く行き渡るようにするため、エネルギー価格の高止まりによって影響を受ける中小企業や地方の方々にしっかり目配りしていくことや、しごとづくりなど、地方の活性化を促していくことに重点を置くとしている。

### (2) 市財政の現状と今後の見通し

平成 18 年度から行政評価システムの導入し、毎年度 1 億程度の歳出削減を目指し、努力してきたものの、その目標を自力で一度も達成していないばかりか、前年度と比較して増加した年度が多い。このまま歳出削減がなされない場合、普通交付税算定の見直し、消費税増税等現在入手できる情報を基に、楽観的な見通しにより見積もったとしても、財政状況は悪化していくことが予想される。また、人口減少を加味すれば、一層悪化することは想像に難くない。

### (3) 行財政改革の実行

当市は、これまで、財政の健全化と政策実現のため施策優先度に基づき、施策単位での歳出総額を設定し、施策の主管課・関係課で協議して予算調整（分権化）を行う「施策枠予算編成」を実施し、平成 27 年度においても、その予定であったが、現状の

ままであれば、今後加速度的に大幅な収支不足が発生することが見込まれることから、平成 27 年度においては、その一部を改めた本ガイドラインにより予算編成を行う。

ただし、平成 27 年度の予算締め付けだけでは先ほどの状態を脱することは不可能であることから、平成 28 年度以降は平成 27 年度以上の一層の削減を進めざるを得ない。他方、これにより市民一人当たりのサービスが著しく低下することは回避されるべきである。

これらの両極を同時に満たすことは極めて困難ではあるものの、それに近づけるよう、平成 27 年度を準備期間と位置づけ、金をかけずに知恵を出すことにより、行政改革を一層進めていく必要がある。このため、平成 27 年度当初までに抜本的に予算編成手続を改めることを含む「行財政改革加速化プログラム」を策定し、行財政改革を断行する予定である。

## 2 用語

本ガイドラインで用いる用語の意義は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、文中に別途定義を定めている場合にはそれによる。

### ア 要求部局

要求部局とは、予算要求をする組織であって、部、課、室又はこれらに相当する組織を総称したものをいう。

### イ 要求部

要求部とは、予算要求をする課、室又はこれらに相当する組織の属する部をいう。

### ウ 要求現課

要求現課とは、予算要求をする課、室又はこれらに相当する組織をいう。

### エ 財政局

財政局とは、企画財務部財政課及び企画調整課行政改革推進係をいう。

### オ 新規・大型・突発事業

新規・大型・突発事業とは、次に掲げる事務事業であって、これまで枠予算外で特別の場合に事業を実施するものとしていたものをいう。

### 7) 新規事業

新規事業とは、平成 27 年度から法律・制度上等の関係で、ハード事業、ソフト事業の如何にかかわらず、制度に基づいて新規に実施する必要がある事務事業をいう。

4) **大型事業**

大型事業とは、市長公約（マニフェスト）や新市建設計画（合併関連）事業、その他市長特認等の政策的に支出が不可避な事業等をいう。なお、大型とは、金額の大小を示すものではない。

5) **突発事業**

突発事業とは、愛媛県内での輪番制や計画策定などで数年に一度行う必要がある業務や、施設の改修など支出が不可避な事業をいう。

カ **予算調整経費区分**

予算調整経費区分とは、次に掲げる経費をいう。

7) **固定的経費**

固定的経費とは、義務的経費や施設維持管理など固定的に行うべき費用で、一部効率化を検討できる費用であって、次のものをいう。

a) **固定的事業**

固定的事業とは、施設の維持管理経費など一部効率化を検討できる経費をいう。

b) **人件費**

人件費とは、職員の給料、賞与、各種手当、共済組合負担金等に係る経費をいう。

c) **全庁的経費**

全庁的経費とは、公債費、基金、予備費、国県支出金等返納金、大型の組合負担金など、額の固定が前提となる経費をいう。

4) **大型経費**

大型経費とは、政策的に支出が不可避な事業に係る経費であって、新規事業又は大型事業に該当するものをいう。

5) **管理可能経費**

管理可能経費とは、施策を実現するための事業で、管理余地が高い費用（拡大や廃止を検討できる事業）をいう。

#### キ 突発経費

突発経費とは、輪番制や計画策定などで数年に一度行う業務など、支出が不可欠な事業に係る経費であって、新規事業又は大型事業に該当するものをいう。

#### ク 歳出成行見込金額

歳出成行見込金額とは、財政当局が、来年度実施予定事業（新規・大型・突発）調べ等の調査によって、一般財源ベースで見積もる歳出需要の概算額をいう。

#### ケ 施策予算枠削減比率

施策予算枠削減比率とは、歳出成行見込金額、歳入見込額及び基金残高等を踏まえ、財源優先度及び成果向上優先度を考慮した上で、施策分野毎に別途定められる歳出成行見込金額から予算削減をすべき比率をいう。

#### コ 施策予算枠（施策シーリング）

施策予算枠（施策シーリング）とは、II1(2)ウイ)施策予算枠（施策シーリング）の算出方法に基づき算出される当該施策における予算要求上限額をいう。

#### サ 歳出総額枠（総額シーリング）

歳出総額枠（総額シーリング）とは、各施策予算枠（施策シーリング）を合計した金額をいう。

#### シ 要求部局第1次案

要求部局第1次案とは、本ガイドラインの考え方に基づき、歳入及び歳出について要求部局が財政当局に要求し、財政当局による査定前の予算要求案をいう。

#### ス 財政当局暫定案

財政当局暫定案とは、各要求部において予め復活折衝案件を選定するための参考資料として、要求部局第1次案を基に、財政当局最終調整案の算定方法の例により算出された、財政当局が提示するたたき台である。

#### セ 要求部局第2次案

要求部局第2次案とは、企画財務部長・財政課長査定の結果を踏まえ、要求部局から再度提出された予算要求案をいう。

#### ソ 財政当局最終調整案

財政当局最終調整案とは、要求部局第2次案の合計額が歳出総額枠（総額シーリン

グ) を超過した場合において、III(2)ウ) 財政当局最終調整案の算出方法に基づき算出される財政当局の最終的な予算要求の調整案をいう。

#### タ 復活折衝案件

財政当局最終調整案を受け、各要求部において、市長、副市長に復活するよう要望する事業案件をいう。

### 3 予算要求の大まかな流れとスケジュール

予算要求の大まかな流れは、次のとおりとする。なお、非常に日程がタイトであることから、各要求部局は、資料作成等準備を入念に行うこと。

#### ア 要求部局第1次案提出依頼

財政当局から要求部へ、要求部局第1次案の提出を依頼するものである。

#### イ 第1次部長級調整

要求部局第1次案を作成するため、各部長級が各部の施策予算枠(施策シーリング)の合計の枠内に収まるように、部内の要求内容を調整する最初の期間である。

#### ウ 要求部局第1次案提出

要求部から財政当局へ、要求部局第1次案を提出する期限である。

#### エ 予算要求額の計数、資料確認

財政当局の課長補佐以下が、予算要求額の計数確認や資料の不備等を確認するものである。

#### オ 企画財務部長・財政課長査定

企画財務部長・財政課長が、各要求部局第1次案について、当該要求現課に対し、説明を求め、ヒアリングをし、査定を行うものである。

#### カ 財政当局暫定案の提示

財政当局から要求部へ、財政当局暫定案を提示するものである。この案により、各部長は、企画財務部長・財政課長査定の結果にかかわらず、復活折衝案件調整期間よりも前に、要求額の調整案を検討し、復活折衝案件を絞り込んでおくこと。

#### キ 第2次部長級調整

企画財務部長・財政課長査定結果を踏まえ、要求部局第2次案を作成するため、各

部長級が、部内の要求内容を調整する期間である。

**ク 要求部局第2次案提出**

要求部から財政当局へ、要求部局第2次案を提出する期限である。

**ケ 財政当局最終調整案の提示**

財政当局から要求部局へ、財政当局最終調整案を提示するものである。

**コ 復活折衝案件調整**

財政当局最終調整案を踏まえ、各部長級が、部内の要求内容を最終的に調整し、調整が困難な案件について、要求内容の復活を求める事業案件を選定する期間である。

**サ 復活折衝案件提出**

要求部から財政当局へ、復活折衝案件を提出する期限である。

**シ 復活折衝**

各部長級が、市長、副市長に、復活折衝案件を説明し、要求内容の復活を求めるものである。

**ス 市長査定（市長概要報告）**

財政当局が、市長、副市長に、最終的な調整結果である予算要求調書（予算要求原案）を説明し、報告をするものである。

## II 基本方針

平成 27 年度における予算は、10 周年を迎えた西予市において、地方交付税交付金における普通交付税の合併算定替えが段階的に終わり行く中で、次の 10 年程度において、財政的に持続可能となるよう、行財政改革を進めて行く上での先駆けとする。また、財政状況、今後の見通し及び財政方針について、市民に情報開示をすすめ、理解が得られるよう、努めるものとする。

### 1 当初予算

#### (1) 歳入

中国の故事あるとおり、財政の基本は「入るを量りて出ざるを為す」である。すなわち、財政の基本とは、収入の見通しを的確に計算して、それに見合う支出に心がけることにある。歳入は、歳出の見通しを立てる上で、最も重要なものである。このため、歳入の予算編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

#### ア 要求部局第 1 次案の作成

要求現課は、次のとおり、社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、歳入として財政当局に要求することを基本とする。

なお、歳入において、市税、手数料、分担金等自己徴収手段による財源は未徴収部分も含め、その確保に努力しなければならないが、自主財源の乏しい当市にあつては、交付金等の確保、国庫支出金又は県支出金、市有財産の売却、賃貸収入、基金利子収入等財産収入、辺地債、過疎債、旧合併特例債等有利な地方債の発行、各種基金の取り崩しの順に少しでも自主財源以外の歳入財源を確保する手段を検討した上で歳入を組み立てるものとする。

#### 7) 市税

市税は、税制改正の動向、社会経済情勢等を十分勘案し、課税の対象範囲、対象者数等を捕捉し、また、過去の徴収実績に加え、未収市税の解消の最大限努力することを念頭に、適切に見積もること。

#### 4) 地方交付税、交付金等

地方交付税、譲与税、その他交付金等については、交付金等に係る制度改正の動向等を踏まえ、確実に見積もること。

#### ウ) 国庫等支出金

国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等の補助制度を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査の上その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。

また、補助対象、補助・負担率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないよう的確な見積り額を計上すること。

#### エ) 市債

やむをえず市債を発行して財源に充てる場合には、充当率及び地方交付税措置が共に高い、有利な地方債から順に活用すること。

#### オ) 使用料・手数料及び分担金等

諸物価の動向や管理運営費等との関係、市内外の状況や類似施設の動向を把握した上で、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。特に、減免措置をしている場合には、当該措置が妥当であるのか今一度検討し、減免措置の廃止又は見直しを検討すること。

#### カ) 基金の取り崩し

基金の取り崩しにより歳入に当てることを検討している場合には、当該基金条例等設立根拠に規定する運用方針、基金取り崩しの考え方に基づくこと。

#### キ) 財産収入

市保有の財産については、再度その利用状況を点検し、機能の廃止も含めて、積極的に、売却や有償での貸付など、有効活用を検討し、具体的な利用計画のない売却可能なものについてはその処分を図ること。

### イ 予算査定

財政当局は、要求部局第1次案について、歳入の根拠、財源の種類、計数等を精査し、過去の実績やこれまで得られている情報を基に、多角的に検討した上で、適当と認められた場合に限り、予算要求書に記載することを基本とする。

## (2) 歳出

故事のとおり、歳出は、収入に見合う支出に心がけなければならない。しかしながら、当市の財政状況は年々厳しくなるばかりであり、故事のとおりに本年度から実行すれば、歳出ベースで11億程度一般財源において予算を圧縮する必要があるが、現時点ではこれを直ちに行うことは、諸般の状況を踏まえれば著しく困難である。このた

め、現在考えられる全ての要素を総合的に勘案すれば、本年度の歳出予算から、これまでシーリングを掛けてきた事務事業のみならず、施策枠予算対象外としてきた新規・大型・突発事業についても、人件費、公債費といった一部の例外をのぞき、シーリングを設けざるを得ない。

このため、歳出の予算編成における基本的な考え方は次のとおりとし、平成27年度における歳入と歳出の差が必ず発生した場合には、その差額における財源の手当については、やむを得ず、財政調整基金を取り崩すこととする。

## ア 要求部局第1次案の作成

各要求現課は、これまでの事業実施内容のいかににかかわらず、次に掲げる考え方に基づき、①必要性、②緊急性、③計画性、④費用対効果、⑤妥当性の5つの要素（以下「歳出予算要求5要素」という。）を吟味し、全てが満たされるよう検討するとともに、見積額を精査し、歳出として財政当局に要求することを基本とする。

また、各要求部は、それぞれ所管している事業の部分について、ウに掲げる施策予算枠（施策シーリング）の算出方法によって算出された施策予算枠（施策シーリング）の合計額を上限となるよう調整して要求するものとする。

なお、各予算要求部局は、必要に応じ、市民等への説明を行い、理解を得られるよう努力するものとする。

## 7) 事業評価に基づく予算要求

既存事業を継続して予算要求するときは、当該事業の当初の目的に照らし、効果が認められず、又は悪化している事業については、今後継続することで当市にとって財政状況を著しく悪化させる可能性があることから、原則、①廃止、②縮小、③事業内容の見直しを伴う縮小、④事業内容の見直しの順に検討を行い、②、③、④に該当したもののみ、予算要求を認める。

## 1) 新規等事業における予算要求

内部管理業務以外の事業性のある事業であって、新規又は追加で行う事業については、計画性の乏しい事業投資は、今後の当市の財政状況を悪化させる可能性があることから、原則、事業計画に基づいたもののみ、予算要求を認める。

なお、事業計画とは、目的、対象範囲、実施内容、実施スケジュール、事業効果、計画の見直し手法が少なくとも記載されているものでなければならず、また、一連の事業が継続する場合には、当該継続する事業内容、実施スケジュール、予算規模等を明らかにしていないものは事業計画の要素が含まれているものであると認められないことに留意するものとする。

#### ウ) 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求

国又は県の事業に伴い市が事業化をしていた事業について、国又は県が事業を廃止した場合には、原則、当該事業を廃止し、予算要求は行わないものとする。ただし、市政において積極的に進めるべきとされている事業については、縮小しつつ、事業内容を見直すもののみ、予算要求を認める。

#### エ) 予算単年度主義と補助金交付

予算については、当該年度の歳入は、当該年度において歳出することとする考え方を予算単年度主義といい、地方財政の基本となっている。したがって、仕掛の状態の事業について、年度をまたいで、経費の支払いをすることは、債務負担行為等を除いて、認められていない。

特に、補助金交付については、当該年度に交付申請及び交付決定がされたのち、翌年度の予算により支出している場合、違法となることから、このようなことを行う場合には、債務負担行為を設定するものとする。

#### オ) 人件費及び公債費の考え方

人件費比率の高い当市において、歳出ベースで 11 億程度一般財源において不足する見込みであり、これを容易に達成しようとするれば、人件費削減を行うことが選択肢となる。しかしながら、安易に正規職員の給与をカットすることは、既に県内最低レベルにある水準からして、有能な職員の離職が進展し、当市の経営能力や政策実行能力といった事務的な能力の低下が危惧されるだけでなく、当市の民間事業者も、雇用者の報酬を一段と下げる口実を与えかねてしまい、市民、特に若年層の市外への離散、とどまった市民の困窮等が危ぶまれる。このため、平成 27 年度に限っては、人件費の削減を見送るものとする。無論、現状のままであれば、人件費削減という選択肢も当然残されていると言わざるを得ない。

また、公債費については、いわゆる借金の返済であるが、これは西予市の信用問題を大きく左右する極めて重要な歳費であり、仮に公債費を工面できない場合には、新たな市債が発行できず、予算編成が極めて困難になるばかりか、市内の産業界へも多大な悪影響を与えることは当市に依存する産業が多くあるという当市の産業構造の成り立ちからして自明であることから、削減することは不可能である。

### イ 予算査定

財政当局は、歳出総額枠（総額シーリング）を死守することを第一とし、歳出の根拠、財源的な見通し、計数等を精査し、過去の実績やこれまで得られている情報等を基に、多角的に検討した上で、適当と認められた場合に限り、予算要求書に記載することを基本とする。

なお、やむを得ず、企画財務部長・財政課長査定の結果、要求総額が歳出総額枠（総額シーリング）の枠内に収まらなかった場合には、ウに掲げる財政当局最終調整案の算出方法に基づき、枠内に収まるよう、事務事業毎に要求額を調整し、要求部局に最終的な調整案を提示することとする。なお、財政当局最終調整案は調整幅によっては投資効果がなんら見込まれないものも存在することから、そのようなものを廃止し、枠内に収まるよう、要求部内の調整によりその他を増額するような別案が提出された場合には、財政当局は、その内容を検討し、必要に応じて、調整するものとする。

## ウ 予算要求基準

### 7) 歳出総額枠（総額シーリング）及び財政調整基金取崩予定額

歳出総額枠（総額シーリング）を179億3千万円、財政調整基金の取崩予定額を8億3千万円とする。ただし、復活折衝によって一部の事業費が復活した場合には、これらの額について調整して予算要求調書を作成するものとする。

### 4) 施策予算枠（施策シーリング）の算出方法

施策予算枠（施策シーリング）の算出方法は、次に掲げる施策予算枠削減比率を用いて、算出方法の例に基づき行うものとする。

#### a) 施策予算枠削減比率

施策予算枠削減比率は、当該施策に係る財源優先度及び成果向上優先度を勘案し、次のとおりとする。なお、施策番号99については、別途指定するものとする。

|         |   |   | 財源優先度                             |  |                                  |
|---------|---|---|-----------------------------------|--|----------------------------------|
|         |   |   | 小                                 | 中  | 大                                |
|         |   |   | 3                                 | 2  | 1                                |
| 成果向上優先度 | 大 | A | 削減比率 3.5%                         | 削減比率 2.5%  | 削減比率 0%                          |
|         |   |   | 4-7 雇用・勤労者対策<br>5-4 行財政           | 1-4 道路・交通網<br>2-1 環境・景観保全<br>2-2 廃棄物処理、墓地・火葬場<br>2-3 消防・防災・救急<br>2-6 高齢者福祉<br>2-7 保健・医療<br>4-1 農業<br>4-2 林業<br>4-3 水産業<br>4-4 工業<br>5-2 コミュニティ | なし                               |
| 成果向上優先度 | 中 | B | 削減比率 4%                           | 削減比率 3%  | 削減比率 2.5%                        |
|         |   |   | 2-5 地域福祉<br>2-10 生活保護<br>3-2 生涯学習 | 1-2 市街地整備<br>1-3 住宅・宅地<br>1-5 情報化<br>1-7 水道<br>2-9 障害者福祉<br>3-1 学校教育<br>3-4 芸術・文化、文化財<br>4-5 商業<br>4-6 観光                                      | 1-8 下水道<br>2-8 子育て支援<br>3-3 スポーツ |

|  |   |   |  |                                |
|--|---|---|--|--------------------------------|
|  |   |   | 5-1 男女共同参画・人権<br>5-3 住民参画              |                                |
|  |   |   | 削減比率 4.5%                              | 削減比率 4%                        |
|  | 小 | C | 1-6 公園・緑地<br>3-6 国際化・地域間交流<br>4-8 消費生活 | 2-4 交通安全・防犯<br>3-5 青少年育成<br>なし |
|  |   |   |  | 削減比率 3.5%                      |

b) 算出方法

以上を踏まえ、**m** を任意の施策、**P<sub>m</sub>** を施策 **m** の施策予算枠削減比率、**W<sub>m</sub>** を施策 **m** に該当する部分の歳出行見込額とすると、施策予算枠（施策シーリング）**F(W<sub>m</sub>)**は、次のとおりとなる。

$$F(W_m) = W_m \times (1 - P_m)$$

ウ) 財政当局最終調整案の算出方法

歳出総額枠（総額シーリング）を要求部局第2次案の合計額を超えた場合、各事務事業に係る財政当局最終調整案の算出方法は、次に掲げる最終調整比率、努力係数を用いて、算出方法の例に基づき行うものとする。

a) 最終調整比率

財政当局は、各事務事業について、予算要求の内容を踏まえ、次の表に基づいて分類し、最終調整比率を決定するものとする。

| 最終調整比率 | 事務事業  |
|--------|---|
| 0      | <ul style="list-style-type: none"> <li>西予市民の生命を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事務事業</li> <li>法令に基づく事務事業であって、法令によって金額が確定されている部分</li> </ul>  |
| 1      | <ul style="list-style-type: none"> <li>西予市民の生命を間接的に又は身体財産を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事業</li> <li>西予市民の最低限のライフライン（上下水道、生存不可欠道）を確保するための事業</li> <li>人口減少対策としての子ども子育てに係る事業であって、費用対効果が著しいと認められるもの</li> <li>人口減少対策としての経済・地域振興に係る事業であって、費用対効果が著しいと認められるもの</li> <li>ジオパークの推進に係る事業</li> <li>当該投資により将来負担が著しく減少する事業</li> </ul> |
| 2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>弱者対策に係る事業（ただし、上記に掲げる事務事業に該当するものを除く。）</li> <li>教育に係る事業（ただし、上記に掲げる事務事業に該当するもの及び施設に係る部分及び児童又は学生の学習効果の向上と無関係な部分を除く。）</li> </ul>  |
| 3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>0～2以外の事務事業又は部分</li> <li>0～2に該当する事務事業又は部分であっても、財政当局が求める資料に不備又は不十分若しくは対応が不誠実であるもの</li> </ul>   |

b) 努力係数

削減努力を無視し、最終調整比率により強制的に調整した場合、その努力が報われず、削減努力を怠る可能性もあることから、最終調整比率に努力係数を乗じて、最終調整比率を調整するものとする。

| 努力係数 | 事務事業                                  |
|------|---------------------------------------|
| 1. 2 | 削減比率に満たない案を第2次案として提出した場合              |
| 1. 0 | 削減比率の1.0倍以上1.5倍未満を削減した案を第2次案として提出した場合 |
| 0. 8 | 削減比率の1.5倍以上2倍未満を削減した案を第2次案として提出した場合   |
| 0. 6 | 削減比率の2倍以上2.5倍未満を削減した案を第2次案として提出した場合   |
| 0. 4 | 削減比率の2.5倍以上3倍未満を削減した案を第2次案として提出した場合   |
| 0. 2 | 削減比率の3倍以上を削減した案を第2次案として提出した場合         |

c) 算出方法

以上を踏まえ、nを任意の事務事業、Xnを事務事業nの要求部局第2次案、Sを歳出総額枠（総額シーリング）、Rnを事務事業nの最終調整比率を、Qnを事務事業nの努力係数をとすると、財政当局最終調整案F(Xn)は次のとおりとなる。なお、千円未満は切り捨てとする。

$$F(Xn) = Xn - (\Sigma Xn - S) \times (Xn \times Rn \times Qn) / \Sigma (Xn \times Rn \times Qn)$$

例えば、当市の歳出総額枠（総額シーリング）が500万円で、全事務事業がAからEまでとし、最終調整比率0、努力係数が1の事業Aの要求部局第2次案が100万円、最終調整比率1、努力係数1の事業Bの要求部局第2次案が200万円、最終調整比率1、努力係数が0.8の事業Cの要求部局第2次案が100万円、最終調整比率2、努力係数が1.2の事業Dが要求部局第2次案50万円、最終調整比率3、努力係数が0.6の事業Eの要求部局第2次案が200万円だった場合には、次のとおりに調整する。

| 項 | 事業n等            | 第2次案(Xn) | 算定                    | 当局案(F(Xn)) |
|---|-----------------|----------|-----------------------|------------|
| ア | 事業A (R=0、Q=1)   | 100万円    | 100-150×100×0×1.0÷760 | 100万円      |
| イ | 事業B (R=1、Q=1)   | 200万円    | 200-150×200×1×1.0÷760 | 160.5万円    |
| ウ | 事業C (R=1、Q=0.8) | 100万円    | 100-150×100×1×0.8÷760 | 84.2万円     |
| エ | 事業D (R=2、Q=1.2) | 50万円     | 100-150×50×2×1.2÷760  | 26.3万円     |

|   |  |       |   |         |
|---|--|-------|---|---------|
| オ | 事業E (R=3、Q=0.6)  | 200万円 | $100-150 \times 200 \times 3 \times 0.6 \div 760$ | 128.9万円 |
| カ | 第二次案合計 ( $\Sigma X_n$ )  | 650万円 |   |         |
| キ | 歳出総額枠 (S)  | 500万円 |   |         |
| ク | カとキの差額 ( $\Sigma X_n - S$ )                                    | 150万円 |   |         |
| ケ | 第二次案、最終調整比率、努力係数の積の合計 ( $\Sigma (X_n \times R_n \times Q_n)$ ) | 760万円 |   |         |
| コ | 財政当局最終調整案合計  |       |   | 499.9万円 |

### (3) 復活折衝

要求部と財政当局との調整の結果、最終的に財政当局から困難な調整案が提示され、部内での調整によっても、要求部内の施策予算枠（施策シーリング）の合計内に収まらない場合であって、枠を超過してでも実施せざるを得ない事務事業について、当該事務事業、市長及び副市長に対し、部内の財政圧縮努力とともに、当該案件を説明し、復活折衝を行うことができるものとする。ただし、各部とも、復活折衝が可能な件数は、原則として、予算要求事業件数に1/20を乗じて算出した値（2未満の場合には2とする。）までとする。

なお、復活折衝の開始前に、財政当局は、市長、副市長に現在の要求内容の概要を伝えるとともに、復活折衝によって復活する予算要求額の上限（以下「復活折衝枠」という。）を予め設けるものとする。復活折衝の結果、復活折衝枠を超過した場合には、財政当局は、市長、副市長に、これらを復活折衝枠内に収まるよう、スクラップすべき事務事業についての意見を求め、これを要求部局に伝えるとともに、これを予算要求調書に反映するものとする。

## 2 補正予算

補正予算は、これまで、施策予算枠に収まらない調整弁として、あるいは補正にしては緊急性が説明しづらい内容の案件について、安易に認められてきたところである。これは、補正予算が、財政規律をゆがめる要因になっている可能性がある。

しかし、これまで再三再四述べているように、そのようなことをしている余裕はない。このため、補正予算の編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

### (1) 増額補正

#### ア 予算要求基準

補正予算の歳出については、当該要求内容が次のいずれかの事由に該当するものは、原則として、補正予算要求を認めないものとする。この場合、来年度の当初予算において要求するものとする。なお、歳入、歳出とも、基本的な考え方は当初予算と同じであり、異なる点について述べている。

**7) 歳出予算要求5要素を満たさない案件**

当該要求内容が、必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性の歳出予算要求5要素を満たさない案件が該当する。

**4) 当初予算で計上すべき案件**

当該要求内容が、歳出予算要求5要素を満たしたとしても、当初予算編成時において、計画や施設、設備の対応年数、故障率等を踏まえれば、当該要求内容の発生が推し量れる可能性がある案件が該当する。担当者が失念したものも含まれる。

ただし、来年度要求するより、補正予算において計上した方が、当該事業全般に係る経費総額が圧縮されるとの蓋然性がある場合は、この限りではない。

**7) 予備費を充用できる案件**

当該要求内容が、予備費の趣旨に照らし、その活用が認められる案件が該当する。

**イ 補正予算枠（補正シーリング）**

増額補正予算についても、一般財源ベースで補正予算枠（補正シーリング）を設ける。

補正予算枠（補正シーリング）は、年度を通じて一定とし、歳出総額枠（総額シーリング）に0.01を乗じた金額とする。年度後半になるに伴い、補正予算枠（補正シーリング）は減少していく。

ただし、災害等により西予市民の生命を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事務事業が発生した場合には、優先的に補正予算計上を認めるとともに、この結果、補正予算枠（補正シーリング）に収まらなかった場合には、例外的にこれを認めるものとする。

**(2) 減額補正**

減額補正によって生じた金額は、前項ただし書きの場合を除き、歳出の補正予算枠（補正シーリング）を上乗せしないものとし、当該金額を基金積立て等に充当するよう補正するものとする。

**3 予算編成事務**

予算編成事務は、西予市無駄撲滅運動の取り組みを踏まえ、原則として、紙媒体を用いず、電子媒体により、これを行うことを方針とする。